

このチラシは保険の特徴を説明したものです。詳細はパンフレットをご覧ください。

公益社団法人 日本理学療法士協会
新入会員の皆さまへ

いつでも
加入可能！



理学療法士 賠償責任保険制度

正式名称：理学療法士賠償責任保険・団体総合生活補償保険（標準型）

保険期間

2026年 2027年
4 / 1 午後4時～4 / 1 午後4時（1年間）

申込・変更方法

公益社団法人日本理学療法士協会のマイページから
お申込・変更ください。

<https://mypage.japanpt.or.jp/mypage/login> 

※マイページが閲覧・利用できない場合は、パンフレットと加入申込票
をお送りしますので、公益社団法人日本理学療法士協会宛、ご連絡く
ださい。（加入申込票の送付先（当協会）の住所はパンフレット19ペー
ジに記載しております。加入申込票到着日が受付日となります。）

スマホで
お手続きが
できます



QRコード※リーダー機能が搭載された
機種をお持ちの方は
こちらのQRコードから
アクセス！

※QRコードは
（株）デンソー
ウェブの登
録商標です。

理学療法士賠償責任保険制度とは

- ✓ 公益社団法人日本理学療法士協会の会員の皆さまのみがご加入いただける補償制度です。
- ✓ 理学療法士としての業務や日常生活での事故によって、ご加入の皆さまが法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。
- ✓ 健常者に対する理学療法士としての業務についても保険の対象となります。
- ✓ 会員全員が加入する「基本プラン」と、それを補う任意加入の「上乗せ補償プラン」で構成されています。

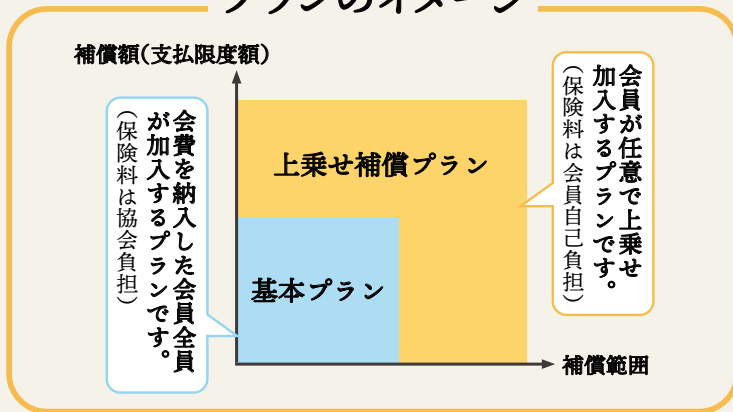


本制度を説明した動画は
こちらから！

「理学療法士賠償責任保険制度」は、会費を納入された会員全員が加入する「基本プラン」（保険料は協会負担）と会員が任意で加入する「上乘せ補償プラン」（保険料は会員自己負担）の2つのプランで構成されている保険制度です。（下図ご参照）



プランのイメージ



補償内容

	補償項目	支払限度額	
		全員加入(基本プラン)	任意加入(上乘せ補償プラン)
理学療法士賠償責任保険 (理学療法士としての業務)	身体障害賠償	1事故 300万円 保険期間中 300万円	1事故 9,700万円 保険期間中 2億 9,700万円
	財物損壊賠償		1事故 100万円
	初期対応費用		1事故 500万円
	人格権侵害賠償		1名 50万円 / 1事故・保険期間中 100万円
団体総合生活補償保険 (標準型)	交通事故による傷害入院		1日につき 1,500円
	交通事故による傷害手術		・入院中に受けた手術の場合 傷害入院保険金日額の10倍 ・上記以外の手術の場合 傷害入院保険金日額の5倍
	交通事故による傷害通院		1日につき 1,000円
	日常生活賠償		1事故 2億円
1名あたり年間保険料		3,360円 (会員自己負担)	

※「上乘せ補償プラン」は、原則として理学療法士賠償責任保険と団体総合生活補償保険(標準型)をセットでお申し込みいただきます。補償が重複し、団体総合生活補償保険(標準型)が不要な場合は引受保険会社または代理店・扱者までお申し出ください。

中途加入の場合の保険料

2026年5月1日以降を始期日とする中途加入の場合、保険料は始期日から満期日(2027年4月1日)までの月割となります。(下表)

受付締切日	始期日	保険料	受付締切日	始期日	保険料
2026年3月15日	2026年4月1日	3,360円	2026年9月15日	2026年10月1日	1,690円
2026年4月15日	2026年5月1日	3,080円	2026年10月15日	2026年11月1日	1,400円
2026年5月15日	2026年6月1日	2,800円	2026年11月15日	2026年12月1日	1,110円
2026年6月15日	2026年7月1日	2,520円	2026年12月15日	2027年1月1日	850円
2026年7月15日	2026年8月1日	2,250円	2027年1月15日	2027年2月1日	570円
2026年8月15日	2026年9月1日	1,960円	2027年2月15日	2027年3月1日	280円

事故事例

(ケースによっては、1億円を超える高額な賠償請求を受ける可能性もあります。)

<理学療法士としての業務>

- ・理学療法実施中にリハビリを行い大腿骨骨幹部を骨折させた。(支払保険金額：約133万円)
- ・訪問でリハビリを実施中、利用者が転倒し、左ひじを骨折させた。(支払保険金額：約30万円)
- ・臨床研究のデータ取得作業中に被験者にケガを負わせてしまった。(支払保険金額：約160万円)

<日常生活>

- ・自転車で走行中に歩行者に接触しケガをさせた。(支払保険金額：約86万円)
- ・子供が木の棒で第三者の車両に傷をつけてしまった。(支払保険金額：約41万円)
- ・自宅の水漏れにより階下の他人宅の家財を濡らしてしまった。(支払保険金額：約123万円)

お問い合わせ先

【代理店・扱者】

丸紅セーフネット株式会社 法人営業第二部 営業第二課
〒102-0084 東京都千代田区二番町3番地 麹町スクエア3階
TEL: 03-5210-1719 FAX: 03-5210-2915

【引受幹事保険会社】

三井住友海上火災保険株式会社 公務第二部営業第一課